

「新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業者選定支援業務委託」
仕様書

1. 業務名

新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業者選定支援業務委託

2. 目的

本業務は、(仮称)新箕面駅前の交通広場等公共施設の整備、維持管理、運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI法という。)に基づき、実施方針の作成、特定事業の選定、入札説明書等の作成、事業者の評価・選定、事業契約の締結等に関する業務支援を委託することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

事業の実施スケジュール概略を以下に示す。

H28. 2	H29. 4	H29. 7	H29. 11	H29. 12	H30. 3
実施方針の公表	特定事業の選定	入札公告	提案受付 落札者決定	仮契約	本契約

4. 施設整備の概要

交通広場（北側）の土地について、借地による民間収益施設の提案を想定している。

(1) 公共施設

- | | | | | |
|---|----------------|----|------------------------|---------------------------|
| ア | 交通広場 | 北側 | 約 6,700 m ² | (バスロータリー、市民広場) |
| | | 南側 | 約 2,200 m ² | (タクシーターミナル) |
| イ | 地下駐輪場 | | | (自転車 約 700 台、原付 約 450 台) |
| ウ | 国道 423 号高架下駐車場 | | | (自動二輪 約 100 台、原付 約 100 台) |

(2) 民間収益施設

- ・交通広場（北側・バスロータリー）の上空を利用した商業施設等
- ・（仮称）新箕面駅舎の高架下を利用した商業施設等

5. 業務委託の内容

業務委託の内容は、次のとおりとする。なお、特定事業の評価・選定および事業者

の評価・選定には、民間収益施設（地代収入など）を考慮するものとする。また、弁護士による法務に関する助言や、学識経験者等による事業者の評価・選定を含むものとする。ただし、特定事業を選定しなかった場合には以降の業務を中止し、契約を変更（出来高精算）するものとする。

（１）前提条件の整理

（２）実施方針の策定・公表に係る業務

ア 実施方針（案）の策定

本市がこれまで検討してきた事項（「（仮称）新箕面駅周辺まちづくり拠点施設整備運営事業者選定支援業務委託（その１）」ほか）を踏まえ、PFI法第５条に規定される実施方針を作成する。

イ 実施方針の公表に係る支援

ウ 実施方針への質疑応答への支援

公表された実施方針に対する民間事業者から提出された質問、意見について取り纏めるとともに、質問に対する回答（案）を作成する。

（３）特定事業の評価・選定、公表に関する業務

ア 特定事業選定のためのVFMの精査

実施方針等を踏まえてVFMの再算定を行う。

イ 予定価格の設定

ウ 特定事業の選定（案）の策定

VFMの精査を踏まえ、本事業を特定事業として選定する理由を整理し、PFI法第７条に基づく特定事業の選定に関する公表文書案を作成する。

（４）事業者の募集資料の作成及び公表等に関する業務

ア 入札説明書（又は募集要項）（案）の策定

イ 要求水準書（案）の策定

ウ 落札者決定基準（案）の策定

エ 各種様式（案）の策定

オ 入札説明書等に対する質疑応答への支援

（５）事業者の評価・選定に関する業務

(6) 事業契約の締結支援に関する業務

ア 基本協定書(案)、事業契約書(案)の策定

イ 契約の締結に係る支援

(7) 事業者選定委員会開催支援

5. 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。なお、作成した資料については、すべて本市にデータとして提供すること。

- ・業務報告書 3部
- ・電子データ 2枚

6. その他

(1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

(2) 本仕様書に明記なき事項は、本市と受託者が協議して定めるものとする。